

憲法に「自衛隊明記」が なぜ必要なのか

元空将 織田 邦男

憲法改正がいよいよ現実味を帯びてきた。三月二十五日の自民党大会で自民党案がまとまるかどうかが歴史的分水嶺となる。改正の焦点は、やはり不毛の安全保障論議の原因となってきた「九条」をどう変えるかだ。本稿が出るころには自民党案としてまとまっていることを祈りたい。

必要な三分の二を切ると、憲法改正の発議自体がかなり難しくなる。今回の千載一遇のチャンス逃せば、また数年間、改憲の機会は巡ってこないに違いない。是非、参議院選挙前に発議をと望む国民は筆者だけではないと思う。だがスケジュールは極めてタイトであり、現実はその簡単ではない。

白押しである。何より来年五月一日には、新天皇陛下御即位という日本国としての最優先事項がある。これを静かな環境で済々と執り行うことが大前提である。国民投票による喧騒が、新天皇陛下御即位を汚すようなことがあってはならない。

また発議から国民投票までに二〜三カ月の周知期間が必要であることを考えれば、遅くとも来年の通常国会の冒頭で発議しなければならぬが、通常国会は予算案の審議が優先なのでこれも難しい。となると今年秋以降の臨時国会で発議まで持っていけるよう改憲案を取りまとめる必要がある。他方、九月には自民

党総裁選がある。これらの日程を考慮しつつ、与野党調整や衆参両院憲法審査会での審議を考慮すると、三月二十五日の党大会で自民党案をまとめるのは必須であり、まさに

「待ったなし」の状況といえる。

筆者は昨年、本誌十月号に「安倍改憲案に賛成する」という拙稿を発表した。現時点でも考えは全く変わっていない。



織田 邦男（おりた・くにお） 織田コンサルタント代表、東洋学園大学講師（非常勤）、日本戦略研究フォーラム政策提言委員。元空将。昭和二十七年生まれ。兵庫県明石市出身。四十九年、防衛大学校卒業

後、航空自衛隊入隊。五十二年、F4戦闘機操縦者として第六航空団（小松）に勤務。米スタンフォード大学客員研究員、第二航空団飛行群司令や航空支援集団司令官（イラク派遣航空部隊指揮官を兼務）などを経て平成二十一年に退職。同年から三菱重工防衛・宇宙ドメイン顧問に就任し、二十九年に退職。本誌平成二十一年十一月号から二十七年三月号までペンネーム「宇佐静男」で『現代防人考』を寄稿。著作集・<http://aiminghigh.web.fc2.com/archive.html>

い。戦後日本の安全保障の歪みを正すには、本来は九条二項を削除して国防軍保有を明記するのが理想的である。だが現下の政治状況ではこれは非現実的と言わざるを得ない。

理想論を主張するだけでは所詮、書生論に過ぎない。政治は結果を出さねばならない。今の政治状況下で実現可能性があるのは、九条をそのままにして「自衛隊を明記」する案であろう。

これが実現すれば、少なくともこれまでのような実り無き自衛隊違憲論議に終止符を打つことができる。元自衛官としては、この千載一遇のチャンスに、理想論とはいわな

ルに備え、まなじりを決してリーダーズコープを見つめる。イージス艦の乗員がいる。豪雪、台風、地震等、災害の度に駆り出され黙々と被災者を助ける隊員達。自衛隊創設以来、こういった厳しい任務や



イラクへの自衛隊派遣反対のシュプレヒコールを上げるデモ隊＝平成15年、愛知県小牧市の航空自衛隊小牧基地前（時事）

いが日本の安全保障を一步前進させる改憲の実現を心から願っている。

今や自衛隊は国民九二％が支持している。「自衛隊は国民の間に既に定着している。だから改憲は不要だ」あるいは「違憲という学者もいるが気にすることは無い」と述べる政治家や学者がいる。こういう言葉を聞きたびに、大半の自衛官は「やれやれ、我々のことは何にも分かってくれていないな」と深い失望の念を感じる。

謂われなき非難

なるほど国民の大半は自衛隊を支持している。だが未だに憲法学者の約六割以上が自

衛隊を違憲の存在と主張しているのも事実だ。この現状は政治家や学者が考える以上に自衛官の心を傷つける。筆者が防衛大学校に入学した半世紀前は、「税金泥棒」「世代の恥辱」といった心ない中傷が日常茶飯事だった。今はそんなことはないだろう、いやないと思いたい。だが今でも、自衛官が一般市民の会合等と呼ばれる時、「背広でお越しください」（制服では来るなという意味）と言われる。PKO活動で海外に赴く際、迷彩服では航空会社に搭乗を断られるのが現実だ。

筆者はイラク派遣航空部隊指揮官を二年八カ月務めた。四カ月毎、交代要員の壮行激

訓練を実施中、志半ばで殉職した隊員は千八百名にもものぼる。

こういった真摯で懸命に尽力する自衛官達に対し、どうして「自衛隊違憲論」を解消して報いてやれないのか。

終止符

筆者が現役の時、我々自衛官達は半ば諦めの心情であったのを思い出す。だが今回、改憲論議が活発化し、現役自衛官達は諦めの中に一筋の光明を見出している。自衛隊の存在については「政治的には決着しているが、法的には未だに決着していない現実」を国民には忘れてもらいたくない。不毛な論議に終止符を打

励会があった。その度毎に、官舎のポストには「自衛隊は憲法違反」のビラが投げ込まれ、営門にはデモ隊が押し寄せ「イラク派遣反対!」「自衛隊は憲法違反!」のシュプレヒコールが隊員たちに浴びせかけられた。

指揮官としてはいたたまれない思いだったが、隊員たちは歯を食いしばり、謂われなき非難に耐えて黙々と任務を完遂した。

今現在でも、東シナ海方面では領空を守るため、連日連夜スクランブル発進が繰り返され、尖閣諸島を断固として守っている自衛官達がいる。日本海ではいつ発射されとも知れない北朝鮮ミサイ

ち、一点の疑義もなく自衛官が胸を張って国の為に邁進できるようにするのが今回の九条改憲の目的である。

「自衛隊の明記」は自衛隊の違憲の余地を排除して、不毛の安保議論に終止符を打つだけでなく、自衛隊の社会的地位の向上をもたらし、自衛官に誇りを持たすことができる。ひいては慢性的な募集難解消にもつながり、多くの質の高い人材が確保できれば結果的に防衛力の強化につながり、日本の平和と安定に寄与することになる。

社会党（現社民党）のように与党の時は、自衛隊は合憲だとい、野党になったとたん自衛隊はやはり違憲だとい

うような御都合主義の余地もなくなるだろう。

共産党は未だに自衛隊は違憲の存在だと明言している。

直ちには無理としても将来は解散させるとしつつ、その間に事が起きたら自衛隊を活用するのは当然だと手前勝手なことを主張する。自衛隊明記によってこういった馬鹿げた安全保障論議もなくなる。国家の屋台骨たる自衛隊の存在について、何より法的安定性が確保されるのは大きな進歩である。

九条二項を残した「自衛隊明記」は「戦力なき自衛隊」が定着するから反対だ。あるいは改正しても何もかわらない。だから反対だと主張する

想され、何のための改憲かが分からなくなる。

「自衛隊」の名前を出すことなく「必要最小限度の実力保持」にすべきだと主張する案もある。だがこれでも「必要最小限度の実力」と「自衛隊」との関係が問われ、「自衛隊違憲論」は依然払拭できないだろう。

自衛隊明記が国民投票で否決されたら「違憲」状態が定着すると心配する向きもある。国民はそこまで馬鹿ではないと信じていたが、もし否決されたところで、今すぐ自衛隊を解散しろと主張する人が出てくるわけではない。現状と何ら変わらず、憲法学者の六割以上が違憲論を主張し、国

人もいる。だが自衛隊の活動の実態は変わらなくても、憲法学者の「自衛隊違憲論」が消えるのは大きな進歩である。

自衛隊を憲法に明記すれば、防衛省と上下逆転するか反対だと主張する人が自民党にもいるのには驚いた。これも為にする反対にすぎない。この主張が正しければ、そもそも自民党原案（二項削除で軍を明記）でも「軍」を明記できないことになる。「軍」を明記している諸外国の憲法をみても、「国防省」など明記している国はどこにもない。だからといって、「軍」と「国防省」の上下関係が逆転するといった話は聞

民の九割以上が自衛隊を支持するという構図が続くだけである。自衛官のご苦労が今後とも続くということでは変わらない。

憲法に自衛隊を明記すれば自衛隊の役割が際限なく拡大するといって反対する人もいるが、これもおかしい。自衛隊の役割を決めるのは、国民が選ぶ政治家たちであり、すなわち我々国民なのである。憲法に自衛隊を明記することと、役割が拡大することは関係しない。そんないい加減に役割が拡大するのであれば、明記しなくても拡大するはずだ。むしろ憲法上の位置づけが曖昧なまま、際限なく役割が拡大する方が立憲主義に反

いたことがない。防衛省設置法には「防衛省が自衛隊を管理」とあり、上下関係は明白である。自衛隊を明記してもこの関係は変わらない。

自衛隊を明記する代わりに、「自衛権の発動を妨げない」と書くべきだと主張する人もいる。もともと現憲法下でも「自衛権の発動」が違憲だと主張する人はほとんどいない。

憲法学者でもごく少数だろう。問題の焦点は「自衛権の発動」ではなく「自衛隊の存在」なのである。この案の場合、「自衛隊と自衛権発動との関係」「自衛権発動と集団的自衛権との関係」等、不毛の論争が続くことは十分に予

するし、あってはならないことである。

その他、安倍政権での改憲は反対と主張する人もいる。ではどの内閣なら賛成ですか？と逆に突っ込みたくなる。こういう人には自分がいかに幼稚極まりない主張をしてかということをお覚してもらわねばならない。いずれにしろ国の安全保障は決して政局にしてはならないと強く主張したい。

改憲を難しくする憲法

日本国憲法はマッカーサー率いるGHQが一週間程度の急ごしらえで作ったものであるのは紛れもない事実である。その際、改憲のための発

議の条件を国会議員の三分の二以上の賛成を必要として、あえて改憲を難しくした。そもそも昔から日本人は一度決まったものを変えることを苦手である。

その結果、憲法ができてから七十年以上も経ち、国際情勢など、大きく変化したにも関わらず、全く手つかずできた。これまでドイツが六十年、米国が十八回、イタリアが二十回、豪州が八回も改憲してきたことを見るとき、その異常さが目につく。

この世に人間が作ったもので完全かつ完璧なものはない。世の中の動きに合わせて見直し、自国の憲法を国民自らが考え、そして自ら変

えていってこそ、国民の憲法となる。国民の憲法が、国民によって作られて初めて、真の民主主義、国民主権、立憲主義が実現したといえる。

マッカーサーから与えられた憲法を後生大事に七十年以上も手を付けなかった国民が一挙に大幅に作り変えるようなことは現実的には難しいだろう。今回は真の主権在民を実現する第一歩と捉え、できるだけ多くの国民の賛同を得て改正まで持っていくことが求められる。まずは憲法を国民のものにすることが肝なのである。

この千載一遇のチャンスを活かし、事実上はく奪されてきた国民投票という国民の権

利を取り戻し、自らの頭で考え、自らの権利を行使したい。憲法というものを神棚に上げて柏手を打って有難がっていた存在から、自分たちの憲法という本来の姿を取り戻す絶好のチャンスなのである。

スケジュールは思いのほかタイトであるが議論は十分尽くす必要がある。そうかといって議論のための議論に終わり、また「政局」に巻き込まれ、時間切れになって発議まで行かなければ最悪である。そうなれば国民の政治に対する期待は深い失望に変わり、政治への信頼は大きく失墜してしまふ。このことを政治家は深く自覚すべきである。